

宜野湾市下水道排水設備指定工事店による 未承認施工ゼロを目指して

建築の進捗状況等で**仕方なく**施工しなければならない事例が多く発生
「下水道排水計画確認申請書」**提出後の現場確認**で未承認施工が発覚

宜野湾市下水道条例施行規程第4条 抜粋

条例第7条第1項の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、**工事着手5日前**までに下水道排水設備計画確認申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

↓ 宜野湾市下水道条例等を守る事を前提としますが
未承認施工を防ぐために

お客様センターでは**事前相談**を受け付けています

事前相談とは「下水道排水計画確認申請書」未提出、若しくは確認通知書を受け取る前に建築の進捗状況でどうしても一部施工を行う必要がある際に事前に**施工範囲を平面図に記載**し相談をすることで、施工を承認するものとしています。

※図面は手書き可、受付は**窓口及びメール**にてお願いします。

※事前相談では公共桝への接続は許可できませんので

公共桝への接続は**下水道排水設備確認通知書を受け取り、指摘事項等確認後**行ってください。

宜野湾市上下水道局 お客様センター

〒901-2203
沖縄県宜野湾市字野嵩730番地

TEL : 098-892-3352 (代表)
FAX : 098-917-5744

下水道工務窓口
070-3802-1733 (直通)
メールアドレス
gesuido.section@gss.okinawa.jp



メールアドレスQRコード